

令和5年度みやぎ RTK 利用拡大コンソーシアム運営業務に関する企画提案募集要領

令和5年度みやぎ RTK 利用拡大コンソーシアム運営業務（以下「本業務」という。）を委託するにあたり、公募型プロポーザル方式により、優れた提案及び能力を有し最も適格と判断される事業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

1 委託業務の概要・目的

県の RTK 基地局を利用したスマート農業の普及拡大を加速化させるため、本業務では「みやぎ RTK 利用拡大コンソーシアム（以下「コンソーシアム」という。）」を設立・運営するとともに、スマート農業の普及拡大に向けた技術実証や情報発信等を実施するもの。

2 委託内容

- (1) 業務名 令和5年度みやぎ RTK 利用拡大コンソーシアム運営業務
- (2) 業務概要 別紙仕様書による
- (3) 履行期間 契約締結の日から令和6年3月8日まで
- (4) 事業費（委託の上限額）
金1,999,800円（消費税及び地方消費税込みの額）

3 スケジュール（予定）

令和5年6月12日（月）	公募開始
令和5年6月26日（月）	質問受付締切（正午締切）
令和5年6月28日（水）	質問回答
令和5年7月7日（金）	提案書類提出締切（正午締切）
令和5年7月12日（水）	選定委員会（プレゼンテーション）
令和5年7月下旬（予定）	契約締結

4 公募参加資格の要件

本業務に関する企画提案に参加できる者は、次に掲げる要件のすべてを満たす法人とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 本店及び県内に所在する営業所等が都道府県税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (3) 本県の物品調達等に係る競争入札の参加資格制限要領に基づく資格制限を受けている期間でないこと。
- (4) 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成20年11月1日施行）の別表各号に規定する措置要件に該当しないこと。
- (5) 政治団体（政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条に規定するもの）及び宗教法人（宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条の規定によるもの）に該当しないもの。
- (6) 当該業務を円滑に履行できる体制が整備できること。

5 企画提案書の作成・提出方法

企画提案書は、別紙仕様書及び本要領6を踏まえながら、次の項目に留意して作成すること。

なお、企画提案にあたって、企画提案者が、業務内容に付加を行うことは差し支えない。

- (1) 提出（作成）書類
体裁は、A4版とする。
 - ①応募申込書（様式1）：正本1部、写し7部
 - ②企画提案書（様式2）：正本1部、写し7部

③業務経費積算書（様式3）：正本1部、写し7部

※仕様書の項目ごとに、数量、単位、単価を明示し、費用の内訳、積算根拠が分かるように記載すること。また、消費税及び地方消費税額の金額を算出し、合計金額を記載すること。

④宣誓書（様式4）：正本1部

⑤事業者概要（既存の資料で可）：8部

⑥同種・類似業務の受注実績（任意様式）：8部

(2) 留意事項

①応募は1者1提案とする。

②応募書類の提出に際しては、正本1部、写し7部をA4ファイルに綴り提出すること。
また、応募書類は電子媒体でも提出すること。

③表紙及び背表紙には、提案事業タイトルと提案事業者名を記入すること。

④提出後における書類の差し替えは認めない（県が補正等を求める場合を除く）。

⑤応募書類に不備があった場合には、審査の対象とならないことがある。

⑥提出書類に虚偽の記載をした者は本件への参加資格を失うものとする。

⑦この企画提案に係る費用は、すべて企画提案者の負担とする。

(3) 応募書類の返却

提出された書類等は原則として返却しない。

なお、応募書類は本件に係る事業者選定の審査目的のみに使用し、他の目的には使用しない。

(4) 質問事項等の受付

当該企画提案募集に関する質問を次のとおり受け付ける。

①受付期間 令和5年6月26日（月）正午まで

②受付方法 指定様式（様式5）を用いて、電子メールの方法のみにより受け付ける。なお、電話・訪問などによる照会・質問は受け付けない。

電子メール：nosinp@pref.miyagi.lg.jp

③回答方法 質問及び回答事項を取りまとめの上、「宮城県農業振興課ホームページ」に掲載する。

(5) 提出先

〒980-8570 仙台市青葉区本町3丁目8-1

宮城県農政部農業振興課先進的経営体支援班

TEL 022-211-2833

FAX 022-211-2839

◆提出期限 令和5年7月7日（金）正午必着（郵送あるいは持参）

6 企画提案書の審査

(1) 企画提案選定委員会において、(5)の審査基準に基づき、提出された企画提案書及びプレゼンテーションによる審査を行う。

(2) 企画提案者によるプレゼンテーション

①プレゼンテーションへの出席者は、1者当たり3名以内とする。

②1者当たりの持ち時間は質疑応答を含めて30分以内とし、後日連絡する時間割により行う。
応募状況等に応じて予備審査を行う場合がある。

③プレゼンテーションは、企画提案書（様式2）を説明するため、パワーポイント等を使用した資料を別に作成し、出力したものを当日8部持参することも可能とする。

※開催時間及び場所の詳細は別途連絡する。

(3) プレゼンテーションに出席しない企画提案者の企画提案は無効とする。

(4) 審査の結果、最も優れた提案のあった企画提案者が業務を適切に実施できると判断される場合は委託候補者とするが、業務を適切に実施できないと判断される場合は、再度、企画提案を募集するものとする。また、企画提案者が1者の場合も審査を行い、業務を適切に実施できないと判

断される場合は、再度、企画提案を募集するものとする。なお、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けない。

(5) 審査基準

審査項目	審査の視点
①コンソーシアムの事務局業務について	○コンソーシアムの構成や活動内容、スケジュール等の提案は適切か。 ○県で配置しているスマート農業コンシェルジュや関係機関等との連携、運営体制は妥当か。
②実証モデル設置に向けた調査・検討業務について	○実証モデル設置に向けた調査内容や検討方法等が盛り込まれているか。 ○構成員や県農業試験研究機関、県と包括連携協定を締結している農業機械メーカー等との役割分担が明確になっているか。
③スマート農業普及拡大に向けた情報発信について	○セミナーや現地研修会等について、開催内容や時期は、普及啓発するための十分な内容となっているか。 ○宮城県 RTK システムの利用拡大を図るパンフレットの作成方法や内容の提案が盛り込まれているか。
④金額（業務経費積算書）について	○事業内容に見合った適正な経費となっているか。

(6) 審査結果は、プレゼンテーションに参加した全企画提案者に通知する。

(7) 審査結果の公表は、プレゼンテーション参加者の1位票の数等を公表するが、選定された業務委託候補者以外は、個別の評価点が特定できないよう配慮する。なお、企画提案者が2者以下の場合、点数は公表しない。また、公表方法は、県政情報センター及び県政情報コーナーにおける閲覧方式とする。

7 契約手続きについて

(1) 審査会で選定された委託候補者に当該業務を委託することとする。

(2) 選定された委託候補者と県は、企画提案の内容をもとにして、事業の運営、仕様、工程、実施体制等について詳細を協議し、契約の手続きを行う。

(3) 契約に当たっては、委託候補者との調整により、概算払について契約書に記載することができるものとする。

(4) 選定された委託候補者が委託契約を辞退した場合には、企画提案の審査で次点の評価を受けた企画提案者を委託候補者とする。

(5) 事業の実施に当たっては、県と協議の上、進めることとする。